

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案」及び「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示案」(概要)

1. 改正の趣旨

入院時生活療養費は、65歳以上の者が保険医療機関の療養病床に入院したときに必要となる食費と居住費について、その一部を支給するものであり、被保険者等が負担する額については、平均的な家計における食費及び光熱水費の状況等を勘案して厚生労働大臣が定める額として定められている。

今般、医療保険制度改革に関する社会保障審議会医療保険部会における議論の結果を踏まえ、入院時生活療養費等の見直しに係る所要の改正を行うもの。

2. 改正内容

(1) 「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令案」について

健康保険法施行規則（大正15年内務省令第36号）等について、下記の改正を行う。

ア 生活療養標準負担額の減額の対象者に、食費及び居住費について一食100円、1日0円に減額されたとすれば、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を必要としない状態となる者（以下「境界層該当者」という。）を追加する。

イ アの追加に伴い以下の省令様式の整備を行う。

- ・健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・船員保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・国民健康保険限度額適用認定証
- ・国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額及び後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の一部を改正する告示案」について

「健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」及び「後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」について、下記の改正を行う。

ア 65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、①医療の必要性の低い者（医療区分Ⅰ）について、平成29年10月から居住費を1日320円から370円に、②医療の必要性の高い者（医療区分Ⅱ又はⅢ）について、平成29年10月から居住費を1日0円から200円に、平成30年4月から370円に引き上げることとする。

ただし、指定難病患者及び老齢福祉年金受給者の居住費は、引き続き1日0円

とする。

イ 65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、境界層該当者の食費及び居住費については、平成29年10月から一食100円、1日0円とする。

ウ 65歳以上の医療療養病床に入院する患者のうち、医療区分Ⅱ又はⅢ（指定難病患者を除く。）の一般所得者の食費は、平成30年4月から一食460円となっているが、医療区分Ⅰの一般所得者と同様に、生活療養（Ⅰ）*の場合は一食460円、生活療養（Ⅱ）の場合は一食420円とする。

※管理栄養士又は栄養士による適切な栄養量及び適時・適温の食事の提供が行われている等の基準を満たす場合

3. 改正法令

- ・健康保険法施行規則
- ・船員保険法施行規則（昭和15年厚生省令第5号）
- ・国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）
- ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）
- ・健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成8年厚生省告示第203号）
- ・後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額（平成19年厚生労働省告示第395号）

4. 根拠法令

- ・健康保険法（大正11年法律第70号）第85条の2第2項及び第207条
- ・船員保険法（昭和14年法律第73号）第62条第2項及び第155条
- ・国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第52条の2第2項及び第120条
- ・高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第75条第2項及び第166条

5. 公布（告示）日・施行（適用）期日

公布（告示）日：平成29年6月下旬（予定）

施行（適用）期日：平成29年10月1日（その他所要の規定の整備にあつては7月1日に施行する）

65歳以上の医療療養病床に入院する患者の食費・居住費（生活療養標準負担額）の変化

※赤字は今回の改正

		医療区分Ⅰ 健保則第62条の3第4号又は第5号以外 高確則第40条第3号又は第4号以外		医療区分ⅡⅢ 健保則第62条の3第4号 高確則第40条第3号		指定難病患者 健保則第62条の3第5号 高確則第40条第4号	
		食費 (一食)	居住費 (一日)	食費 (一食)	居住費 (一日)	食費 (一食)	居住費 (一日)
一般所得 健保則第62条の3 第1号～第3号、 <u>第6号</u> 以外 高確則第40条 第1号、第2号 <u>又は第6号</u> 以外		① 生活療養(Ⅰ) 460円 生活療養(Ⅱ) 420円	320円 ⇒ <u>29年10月～370円</u>	④ ・ <u>29年10月～</u> 360円 ・30年4月～ 460円 ⇒ <u>生活療養(Ⅰ) 460円</u> <u>生活療養(Ⅱ) 420円</u>	0円 ⇒ <u>29年10月～200円</u> <u>30年4月～370円</u>	⑦ 260円	0円
70歳未満	70歳以上						
低所得 健保則第62条 の3第1号	低所得Ⅱ 健保則第62条の3第2号 高確則第40条第1号	② 210円	320円 ⇒ <u>29年10月～370円</u>	⑤ 210円 ※90日超で160円	0円 ⇒ <u>29年10月～200円</u> <u>30年4月～370円</u>	⑧ 210円 ※90日超で160円	0円
	低所得Ⅰ 健保則第62条の3第3号 高確則第40条第2号	③ 130円	320円 ⇒ <u>29年10月～370円</u>	⑥ 100円	0円 ⇒ <u>29年10月～200円</u> <u>30年4月～370円</u>	⑨ 100円	0円
老齢福祉年金受給者 (<u>高確則第40条第5号</u>) <u>境界層該当者</u> (<u>健保則第62条の3第6号</u> <u>高確則第40条第6号</u>)		⑩ 100円	0円	⑩ 100円	0円	⑩ 100円	0円

※①～⑩は生活療養標準負担額の告示の規定順